

## 条例（障害者差別解消法の補完部分）骨格たたき台

（下線部は、滋賀県条例の特色部分）

## I 前文

- 生きづらさを生み出す格差や障壁が依然として存在し、また、人口減少社会を見据えた新たな福祉モデルが求められる今だからこそ、分野や立場を超えた人のつながりと、その喜びを実感できる社会を目指す取組が必要である。
- 過去に滋賀県で起こった障害のある人に対する虐待や差別事案に学び、そうした事案を二度と起こさせないための実効性のある取組が求められている。
- 糸賀一雄氏らによる近江学園での実践以来滋賀の地で培われてきた、当事者の思いを受け止め共感し、制度を待たずに自ら実践するという福祉の思想を県民の財産として未来に伝えていく必要がある。
- 障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要である。

## II 目的、定義、基本理念等について

## 1. 目的

この条例は、障害を理由とする差別を解消するための基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにし、県民の障害および障害者に対する理解の促進その他必要な施策を推進することにより、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2. 定義

障害、障害者、社会的障壁、差別、不均等待遇、合理的配慮について定義する。

## 3. 基本理念

障害者の個人の尊厳の尊重、社会参加の確保の確保、地域における共生、意思疎通手段の選択機会の確保、自己決定の尊重、交流と学び合いの必要性、一方的非難、制裁の否定、女性であること等性別・年齢など複合的な差別要因への配慮について規定する。

## 4. 県の責務

条例の目的・基本理念にのっとり、障害や障害者への理解を深め、障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に関して必要な施策を講じる。

## 5. 市町との連携

県は、障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に向けた施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

## 6. 県民・事業者・関係団体等の責務

条例の目的・基本理念にのっとり、障害や障害者への理解を深め、障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に寄与するよう努める。

## 7. 財政上の措置

県は、障害を理由とする差別の解消や共生社会の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

# Ⅲ 障害を理由とする差別の解消

## 1. 差別の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

以下の分野別に差別禁止について規定する。

- ・福祉分野
- ・医療分野
- ・商品の販売またはサービスの提供分野
- ・労働・雇用分野
- ・教育分野
- ・建物分野
- ・公共交通分野
- ・不動産取引分野
- ・情報・コミュニケーション分野
- ・地域活動分野
- ・災害分野
- ・政治参加分野
  
- ・意思表示の受領分野
- ・複合的な差別分野

## 2. 社会的障壁の除去のための合理的配慮

何人も、障害者またはその家族等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合またはそのことを認識しうる場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

# Ⅳ 差別に関する相談および解決のための体制

## 1. 特定相談

何人も県に対し、不均等待遇および合理的配慮に関する相談をすることができる。

## 2. 地域相談員

福祉圏域ごとに地域の実情に応じた地域相談員を置く。

### 3. 専門相談員

- (1) 福祉圏域ごとに専門相談員を置く。
- (2) 専門相談員は障害者の人権や社会モデルに理解のある者のうちから、知事が任命する。

### 4. 〇〇〇協議会の設置

- (1) 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、〇〇〇協議会（以下「協議会」という。）に諮問し、その意見を聴かなければならない。
- (2) 協議会の委員は、学識経験を有する者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他適当と認めるものうちから、知事が任命する。
- (3) 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (4) 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- (5) 協議会は、委員および専門委員のうちから協議会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。
  - ・紛争の事案を解決するためのあっせん
  - ・専門相談員が行う職務に関する助言
- (6) 協議会は、障害者差別解消法第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せ有する。

### 5. あっせんの求め

相談事案に係る障害者およびその家族等、事業者ならびに県民は、専門相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる。

### 6. あっせん

知事は、5のあっせんの求めがあったときは、合議体にあっせんを行わせるものとする。

### 7. 勧告

- (1) 協議会は、障害を理由とする差別をしたと認められる者が、協議会によるあっせん案を受諾しないことに正当な理由がないと認められる場合等には、知事に対し、必要な措置をとるよう勧告を求めることができる。
- (2) (1)の勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

## 8. 公表

障害を理由とする差別をしたと認められる事業者が、知事の勧告に従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、その旨を公表することができる。

### V 共生社会の実現に向けた施策の推進

#### 1. 県民の理解の促進

- (1) 県は、障害者への理解を深めるとともに、共生社会づくりを推進するために必要な普及啓発を行う。
- (2) 県は、すべての県民が障害の有無に関わらず、交流する機会の拡大と充実を図り、その相互理解を促進する。
- (3) 県は、すべての県民が障害に対する理解を深めるために、社会モデル研修を実施する。

#### 2. 教育の推進

- (1) 県は、障害の有無に関わらず共に学び、必要な教育を受けることができるよう教育の支援体制の整備および充実に努める。
- (2) 県は、学校における障害および障害者に関する正しい知識を持つための教育を促進する。

#### 3 雇用・就労の促進

県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるよう必要な施策を講じる。

#### 4. 手話の普及

#### 5. 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

### VI その他

#### 1. 経過措置

「Ⅱ. 障害を理由とする差別の解消」の規定は、周知期間を経て施行する。

#### 2. 見直し規定

条例は、社会情勢を考慮し、数年ごとに見直す。